



宮 労 基 収 第 2 0 号
平 成 1 9 年 4 月 1 0 日

社団法人 日本建設機械化協会東北支部
支 部 長 殿

宮城労働局労働基準部長



リスクアセスメント等の実施に関する積極的な取組みについて

平素は、労働行政に対し、ご理解をいただき御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成18年4月1日より、安全管理者の選任義務のある業種の事業者及び化学物質等を取り扱う事業者は、労働安全衛生法第28条の2に基づき、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置（以下「リスクアセスメント等」という。）の実施に努めなければならないとされたところです。

リスクアセスメント等は、労働災害の一層の減少を図る上で有効な方法であることから、当局といたしましては、その周知・普及に努めているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、リスクアセスメント等の重要性についてご理解いただき、会員事業場におけるリスクアセスメント等の実施促進のために、別添のマニュアルを活用した周知等をお願いします。

なお、厚生労働省では、平成19年度後半に、委託事業により、宮城県等の各都道府県において事業場内リスクアセスメント担当者を養成するための研修（無料）を実施する予定です。貴団体及び会員事業場における取組みを促進するため、積極的にご活用下さい。詳細につきましては、安全衛生課におたずね下さい。

担 当	宮城労働局労働基準部
	安全衛生課 産業安全専門官 戸村章治 電話 022-299-8839 FAX022-295-3669

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html>

《参考》

1. 安全管理者の選任義務のある業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、家具・什器等卸売業・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

2. 危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)

労働者の就業に係る危険性又は有害性を特定し、特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度(被災の程度)とその災害が発生する可能性の度合を組み合わせてリスクを見積もり、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去又は低減の措置を検討し、その結果を記録する一連の手法をいいます。

厚生労働省ホームページ(注)から入手可能なもの

- (1) 危険性又は有害性等の調査等に関する指針(リーフレット)
- (2) 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針(リーフレット)
- (3) プレス事業場におけるリスクアセスメント入門マニュアル(テキスト)
- (4) 機械設備の安全化に係るリスクアセスメントデータ集(テキスト)
- (5) 鋳物製造事業場におけるリスクアセスメントマニュアル(テキスト)
- (6) 型枠大工工事業のための危険有害要因の特定標準モデル(リーフレット)
- (7) 鉄筋工事業のための危険有害要因の特定標準モデル(リーフレット)
- (8) 電気工事業のための危険有害要因の特定標準モデル(リーフレット)
- (9) 管工事業のための危険有害要因の特定標準モデル(リーフレット)
- (10) リスクアセスメントを進めよう(林業編)(リーフレット)
- (11) リスクアセスメントを進めよう(木材製造業編)(リーフレット)

今回同封いたしましたリーフレットについても、厚生労働省ホームページから、電子媒体でも入手可能です。

(注) URL:<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html>

化学物質・粉じん、騒音、暑熱に関する リスクアセスメントのすすめ方

～鋳物製造業を例として～

事業者が安全衛生に関する責任を果たすためには、事業場における安全衛生管理を、生産（品質）管理や環境管理とともに経営方針に入れ、日常活動の中に常に取り込んで適切に行う必要があります。

労働安全衛生法には、事業者が災害や健康障害の発生防止のために講ずべき措置義務が定められていますが、これらの規定は、罰則をもって守ることを強制されている最低の基準です。したがって、法令で要求されるだけの労働災害防止対策だけでは万全でなく、職場に潜んでいる危険性や有害性を排除したり、低減したり、さらに、快適な職場環境を作るという観点からも十分とはいえません。一方民事上の災害防止や健康障害発生防止の責任の面からも、事業者には危険性や有害性のない、作業環境管理や健康管理が行き届いた、従業員が安心して働くことができる職場を実現することが求められます。

そのため、職場にある様々なリスク（危険の芽）を見つけ出し、そのリスクにより起こることが予測される労働災害の重大さからリスクの大きさを見積もり、大きいものから順に対策を講じていく手法であるリスクアセスメントを行うことが必要とされます。

災害ゼロ オーツ！



厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署

事例でわかる

職場の **リスク** アセスメント

リスクアセスメントは、職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法です。労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針では、「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」の実施、いわゆるリスクアセスメント等の実施が明記されていますが、平成18年4月1日以降、その実施が労働安全衛生法第28条の2により努力義務化されました。また、その具体的な進め方については、同条第2項に基づき、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が示されています。

1 なぜリスクアセスメントが必要か

- ① 従来の労働災害防止対策は、発生した労働災害の原因を調査し、類似災害の再発防止対策を確立し、各職場に徹底していくという手法が基本でしたが、災害が発生していない職場であっても作業の潜在的な危険性や有害性は存在しており、これが放置されると、いつかは労働災害が発生する可能性があります。
- ② 技術の進展等により、多種多様な機械設備や化学物質等が生産現場で用いられるようになり、その危険性や有害性が多様化してきました。

これからの安全衛生対策は、自主的に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に適確な安全衛生対策を講ずることが不可欠であり、これに応えたのが職場のリスクアセスメントです。

リスクアセスメントをやってみよう

危険性又は有害性等の 調査等に関する指針

生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されるなど、労働災害の原因が多様化し、その把握が困難となっています。

このため、法令に規定される最低基準としての災害防止対策を遵守するだけでなく、自主的に個々の事業場の危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じることが求められています。

本指針は、労働安全衛生法第28条の2に基づいて、各事業場においてこれらの措置が適切に実施されるよう、その基本的考え方及び実施事項を定めたものです。

RISK ASSESSMENT

厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署